

平成30年7月

雇用関係助成金制度相談会の開催のご案内

愛知労働局 あいち雇用助成室

国の機関である厚生労働省愛知労働局にて取扱いをしている事業主向け助成金については、いままで多くの事業主の方にご利用いただいておりますが、「助成金の詳しい内容が知りたい」「自社でどのような助成金が活用できるのか？」等のお問い合わせもまだ多くいただいている状況です。

そこで、雇用の安定、職場環境の改善、従業員の能力向上、仕事と家庭の両立支援などに活用できる雇用関係助成金について、愛知労働局あいち雇用助成室の担当者が制度の説明及び活用方法等のアドバイスを行う相談会を開催いたします。

つきましては、相談を希望される事業所の方は、別添「雇用関係助成金制度相談会参加申込書」に必要事項をご記入の上、下記あてにお申し込みください。

記

【申込要領】

1. 相談対象の助成金

労働局で取扱う雇用関係各種助成金（別添リーフレット参照）
出展者に限らず、どなたでも申込んでいただけます。

2. 申込期日

平成30年8月10日（金）必着

3. 申込先

ビジネスフェア2018実行委員Eメール：b-fair@shinkin-tokai.co.jp

4. 相談会の開催方法

申込書に記載の相談内容について、会場内専用相談ブースにて労働局担当者より説明、アドバイスを行います。

なお、相談時間は1時間程度とし、相談開始時刻は事前に連絡いたしますので、ご了承ください。

また、相談時の事業所側出席者は2名を限度でお願いします。

（お問い合わせ先）

ビジネスフェア2018実行委員会

（一般社団法人 東海地区信用金庫協会）

名古屋市東区葵一丁目26番3号

TEL 052-935-1777

【労働局で取扱う主な雇用関係助成金のご案内】

A 人材確保(雇入れ)に関する助成金

I 特定求職者雇用開発助成金

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等(※1)の紹介により以下の各コースのカッコ内の対象者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対し助成します。

- ① 特定就職困難者コース(60歳以上65歳未満の高年齢者・障害者(※2)・母子家庭の母等・父子家庭の父など就職が困難な方)
- ② 生涯現役コース(65歳以上の方)
- ③ 被災者雇用開発コース(東日本大震災の被災離職者)
- ④ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース(発達障害者、難治性疾患患者)
- ⑤ 長期不安定雇用者雇用開発コース(長期にわたり不安定雇用を繰り返す35歳から59歳の方)
- ⑥ 生活保護受給者等雇用開発コース(自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等)

※1 助成金について適正な事務処理を行うことについての同意書を労働局長へ提出した事業者等に限られます。

※2 障害者雇用の経験のない中小企業が、障害者雇用率制度の対象者を初めて雇用し、その雇入れによって法定雇用率を達成した場合に助成する「障害者初回雇用コース」もあります。

【活用された事業主の声】

- 初めて精神障害の方をハローワークの紹介で採用しました。どのような対応をすれば良いのか当初は悩みましたがジョブコーチ支援や、助成金も受けることができ、また会社として社会貢献も果たせたので助けられました。
- 永年経験を積んだ熟練者を雇うことができ、また助成金までいただけ至れり尽くせりでした。このような制度があると中小企業として雇用の第1歩が踏み出しやすくなる。

II トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により一定期間試行雇用する事業主に助成します。

【活用された事業主の声】

- 労使双方が一定期間で適性を見極めることができ、リスクが少なく済みます。
- 新人教育には経費もかかりますが、この助成金を研修費に充てることで経費削減となり、また本人にとってはスキルアップにつながっており労使双方に良い制度だと思います。

B 雇用環境整備等に関する助成金

I 人材確保等支援助成金

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に助成します。

また、介護事業主が介護労働者の負担を軽減するために介護福祉機器を導入した場合や、保育、介護分野の人材不足を解消するため賃金制度の整備を通じて離職率の低下に取り組む保育・介護事業主に対して助成します。

- ① 雇用管理制度助成コース
- ② 介護福祉機器助成コース
- ③ 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース
- ④ 中小企業団体助成コース
- ⑤ 人事評価改善等助成コース
- ⑥ 設備改善等支援コース
- ⑦ 雇用管理制度助成コース(建設分野)
- ⑧ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
- ⑨ 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)

【活用された事業主の声】

- 役職者となるための基準が明確化したことで、スタッフの労働意欲が向上した。
- 介護福祉機器導入助成制度が無ければ正直導入はできませんでした。機器の導入が従業員の身体的負担軽減に貢献しています。

II 人材開発支援助成金

雇用する労働者に対し、職務に関連した専門的知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した事業主や建設労働者の技能の向上を行う中小建設事業主等に助成します。

- ①特定訓練訓練コース ②一般訓練コース ③教育訓練休暇付与コース ④特別育成訓練コース ⑤建設労働者認定訓練コース ⑥建設労働者技能実習コース

【活用された事業主の声】

- 社員の意識向上につながり、キャリア形成に大きな成果が生まれた。
- 建設業は資格がないと限られた作業しかできない業種ですが、助成金を活用することで資格取得に係る費用の一部や当日の賃金に係る助成で中小企業にとってありがたい制度です。

III キャリアアップ助成金

有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者といったいわゆる非正規労働者に対し企業内でキャリアアップ等を促進する取り組みを実施した事業主に助成します。

- ①正社員化コース ②賃金規定等改定コース ③健康診断制度コース ④賃金規定等共通化コース ⑤諸手当制度共通化コース ⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース ⑦短時間労働者労働時間延長コース

【活用された事業主の声】

- 契約社員・パート従業員をどのタイミングで正社員転換すればよいかわからず結果として社員の仕事への意欲が低下していたが、この助成金の活用により社員の会社への信頼感のアップと正社員化した社員のみならず他の社員のモチベーションもアップしました。

C 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

I 両立支援等助成金

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や事業内保育施設の設置・運営、女性の活躍推進のための取組を行う事業主等に対して助成します。

- ①出生時両立支援コース ②介護離職防止支援コース ③育児休業等支援コース ④再雇用者評価処遇コース ⑤女性活躍加速化コース

ここに記載した以外に、障害者の雇用環境整備のための助成金、労働者の雇用維持を図るための助成金などもあります。

雇用関係助成金については、厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

検索 | 厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金 | で検索してください。